

延長保育

区立保育所、大和東保育園 (P50) の延長保育

	月額利用		日額利用
延長保育時間	1時間延長 (19時15分まで)	2時間延長 (20時15分まで)	1時間延長・2時間延長
利用可能年齢	18時16分から19時15分までの1時間延長保育 (補食あり) ※大和東保育園のみ18時16分から20時15分までの2時間延長保育も実施 (夕食あり)		
利用条件	1. 保護者が、常時週3日以上、勤務時間等により18時16分以降も保育が必要で、他の親族等が保育を行うことができない場合 2. その他区長が特に必要と認める場合	1. 保護者が、常時週3日以上、勤務時間等により18時16分以降も、1時間を超えて保育を行うことができない場合 2. その他区長が特に必要と認める場合	○急な残業等就労を理由として、18時15分のお迎えに間に合わない時、1日単位でご利用いただけます。 ○利用可能な人数は各園の月額利用の定員のうち、当日の利用に空きがある人数を限度に各園で定めます。
申込み方法	利用希望月の書類提出締切日までに、次の①②を保育入園係へご提出ください。 ①延長保育利用申込書 ②保護者 (18歳以上65歳未満の同居のお子さんの祖父母・兄弟含む) の就労 (内定) 証明書 (区様式)。		在園している保育所等に、直接申込みください。
決定方法	「延長保育利用調整基準」(P22) に基づき、延長保育の必要性が高い方から決定しますが、各園とも定員制となっていますので、空きがない場合はご利用いただけません。 ※利用保留の場合、申込書類は延長保育利用申込書受理日から6か月間有効ですので、毎月申込みをする必要はありません。		在園している保育所等で決定します。
延長保育料	P43をご覧ください。		
延長保育利用ができない場合	次に該当する方は、利用対象外となりますので、延長保育利用解除申出書 (区様式) をご提出ください。 ○保護者の利用条件に該当しなくなったとき ○育児休業中 ※なお年1回、または必要に応じて延長保育継続の必要性について調査を行います。 ※再度、延長保育が必要になった場合は、再申込みしていただくことになります。 ※支援を要するお子さんの保育時間は、原則として8時30分から17時までとなります。(→P29)		

※新規入園の方、または復職予定の方は入園翌月からの選考となります。

延長保育利用調整基準 { 区立保育所、大和東保育園 }

1. 基本指数		
類型	細目	指数
就 労	月20日以上 (週5日以上)	20
	月16日以上 (週4日以上)	18
	月12日以上 (週3日以上)	16
特 例	上記事項以外で、延長保育が必要と認められる場合	9～20

2. 調整指数	
区分	指数
ひとり親世帯及びこれに準ずる世帯	2
生活保護世帯	2

3. 同一指数世帯の優先順位	
1	中野区民 (転入予定者を含む)
2	基本指数の高い世帯
3	ひとり親世帯 (ひとり親に準ずる世帯も含む)
4	生活保護世帯
5	多子世帯
6	中野区に転入後も自宅から2km以上にある区外の保育所等に引き続き通園し、区内の保育所等に転園申込みしている世帯
7	保護者の基本指数 (類型) により、(1) 疾病負傷・障がい (2) 看護・介護 (3) 就労 (4) その他とする
8	保育料階層が低位の世帯
9	税額が低位の世帯

私立保育所・認定こども園・地域型保育事業の延長保育

入園決定後、直接、施設等に申込みください。

- 延長保育時間、延長保育受入年齢等は、『保育所等一覧』(P45～49) をご覧ください。
- 各施設とも定員を設けており、状況によっては利用できない場合もあります。
- 延長保育料は、各保育所等が個々に決めており、直接保育所等に支払いとなります。
- 認可居宅訪問型保育事業では延長保育を行っていません。

※大和東保育園の民営化に伴う開園時期等の詳細については、P50をご覧ください。